令和7年度権利擁護支援シンポジウム

「終われる後見」となるための課題を考える~

開催日時・場所

**国時 2026年2月6日(金)** 

午後1時~午後5時(予定)※開場:正午

会場 AP 日本橋 6階 A+B+C ルーム

東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント





## 開催形式・参加費等

ハイブリッド開催 (会場+WEB配信)

会場参加 🎤 🗯 定員 100名





## 申込方法

要申込

【申込フォーム】





https://zoom.us/webinar/register/WN\_J4KKEHreTkqWNqJO1Fp9Ow

※会場参加の方も本フォームからお申し込みください。

【申込期間】

2025年 11月17日(月) ▶ 2026年 1月14日(水)

※お申込み受付業務は外部業者に委託しております。





2026年3月2日(月) ~ 5月31日(日)



リーガルサポートホームページに掲載予定 https://legal-support.or.jp/



Tel: 03-6240-9269 (平日 午前10時~午後5時)

Mail: event@tokyo-seminar-studio.com









## 令和7年度 権利擁護支援シンポジウム

# 成年後見は終われるか?



~「終われる後見」となるための課題を考える~

#### 趣旨・目的

令和4(2022)年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において成年後見制度の見直しに向けた検討を行うこととされ、また、同年10月に公表された国連の障害者権利委員会による総括所見において「全ての障害者が、法の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること」と勧告されました。

このような状況の下、令和6(2024)年2月、法制審議会に「民法(成年後見等関係)部会」が設置され、現在、成年後見制度の見直しのための調査審議が行われています。

そして、令和7 (2025) 年6月、「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」が公表されました。この中間試案においては、「法定後見の終了」についての改正案が提示されており、新聞やニュースでも、「必要に応じ終了可能に」、「途中でやめるのも可能に」と大きく報じられました。

現在の法定後見の制度においては、制度利用者(本人)の判断能力が回復して後見等開始の審判が取り消されない限り、本人が亡くなるまで制度の利用をやめることができません。制度の見直しにより、本人の判断能力が回復しなくても、「終われる後見」になった場合、地域においてどのように本人の権利擁護を図ればよいでしょうか。

本シンポジウムでは、基調講演において、「法定後見の終了」についての改正案とその課題について確認するとともに、パネルディスカッションにおいて、真に「終われる後見」となるための課題について議論します。

## ●・・・●・・・●・・・●・・・プログラム (予定) ・・●・

### 【基調講演】

1 「成年後見制度改正について 〜法定後見の終了を中心に〜」(仮)

清水 恵介氏(日本大学法学部 教授)

- 2. 「法定後見終了に関する運用について」(仮) 遠藤 圭一郎 氏(最高裁判所事務総局 家庭局 第二課長)
- 3. 「成年後見制度の見直しへの対応等について」 占部 亮氏

(厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長)

4. 「『終われる後見』を事例で考える」 中野 篤子氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)

## 【パネルディスカッション】

## 成年後見は終われるか?

~ 『終われる後見』となるための課題を考える~

#### パネリスト

#### 花俣 ふみ代氏

(公益社団法人認知症の人と家族の会 副代表理事兼埼玉県支部代表)

#### 住田 敦子氏

(特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター長)

#### 根本 雄司氏

(弁護士/法制審議会 民法(成年後見等関係)部会 幹事)

#### 中野 篤子氏

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)

#### アドバイザー

清水 恵介氏(日本大学法学部 教授)

#### コーディネーター

#### 野田 隆誠氏

(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 利用促進法対応委員会 副委員長)

#### 個人情報の取扱いについて

参加申込みにつき取得した個人情報は、本シンポジウムの運営管理に必要な連絡、参加者名簿の作成、報告書の作成、今後のシンポジウムや研修会等の企画・運営のために利用いたします。 また、円滑な運営のため業務の一部を外部業者に委託しており、その際に必要な範囲で個人情報を提供いたします。当法人は、委託先に対し個人情報の適正な取扱いを義務づけ、厳重な 管理・監督を行います。

後援 (順不同)

厚生労働省/法務省/最高裁判所/日本司法支援センター(法テラス)/社会福祉法人全国社会福祉協議会/日本公証人連合会/日本弁護士連合会/公益社団法人日本社会福祉士会/ 公益社団法人日本精神保健福祉士協会/一般社団法人日本成年後見法学会/公益社団法人認知症の人と家族の会/一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会/一般社団法人日本メン タルヘルスピアサポート専門員研修機構/一般社団法人日本発達障害ネットワーク(JDDnet)/日本司法書士会連合会